

1. 議事日程（平成29年第2回北広島町議会定例会）

平成29年6月23日

午前10時開議

於議場

日程第1	議案第53号	北広島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
日程第2	議案第54号	北広島町行政手続条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第55号	北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第56号	過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第57号	北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第58号	北広島町町道に設置する道路標識の寸法等に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第59号	北広島町老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第8	審査報告	予算審査特別委員会の審査報告
日程第9	議案第61号	平成29年度北広島町一般会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第62号	平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第63号	平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第64号	平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第65号	平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第66号	平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第67号	平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第16	審査報告	陳情等の常任委員会審査報告
日程第17	陳情審査	陳情第5号 核兵器禁止条約の「早期締結」を求める意見書採択のお願い
日程第18	陳情審査	請願第1号 町内巡回バスの地域内運行を求める請願
日程第19	陳情審査	陳情第10号 通学路の街灯整備の陳情
日程第20	陳情審査	陳情第13号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
日程第21	陳情審査	陳情第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第22	陳情審査	請願第2号 大佐山から八幡高原にかけて計画されている（仮称）大佐山風力発電建設反対に関する請願
日程第23	陳情審査	陳情第20号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
日程第24	陳情審査	陳情第22号 地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書の提出について
日程第25	陳情審査	陳情第23号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る

意見書採択についての陳情書

日程第26	発議第3号	議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第27	発議第4号	核兵器禁止条約の「早期締結」を求める意見書の提出について
日程第28	発議第5号	県道拡幅・一部改良等予算の拡充を求める意見書の提出について
日程第29	発議第6号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
日程第30	発議第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第31	発議第8号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
日程第32	発議第9号	地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書の提出について
日程第33	発議第10号	定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
日程第34	発議第11号	大佐山から八幡高原にかけて計画されている（仮称）大佐山風力発電建設反対に関する決議
日程第35		閉会中の継続審査の申し出について（11件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 浜田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一
10番 梅尾泰文	11番 室坂光治	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 伊藤久幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	成瀬哲彦	大朝支所長	清水繁昭	豊平支所長	堂原千春
危機管理監	五反田孝	総務課長	古川達也	財政課長	信上英昭
企画課長	畑田正法	税務課長	浅黄隆文	福祉課長	清見宣正
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	砂田寿紀	町民課長	坂本伸次	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
会計管理者	畑田朱美	国土調査事務所長	林秀治		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 松 浦 誠 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第53号 北広島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第1、議案第53号、北広島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第53号、北広島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第53号、北広島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第54号 北広島町行政手続条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第2、議案第54号、北広島町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第54号、北広島町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第54号、北広島町行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第3、議案第55号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。この条例で新たに10の事業についてマイナンバーを住民に記載させ、事務処理に活用するものです。これで町事業でマイナンバーを利用できるようになる事業は幾つになりますか、伺います。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） この条例によりまして、マイナンバーを利用する事業は幾つになるかということでございますが、法律等で認められております事業、それから条例等で、今回出ささせていただいておる事業ということで、幾つという、今正確な数のほうは把握しておりませんが、中身といたしましては、税の関係、介護、子育て、福祉、生活保護、それから住基の関係といった事業になります。今回の条例改正でございますけれども、これは法で認められておりますマイナンバーの中でも、例えば情報連携をしなくても、お互いの情報の中にマイナンバーが含まれているといったことについても条例整備をしなくてはいけないといったことがございます。そのために今回10件を追加をさせていただいたものでございます。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 今回の条例改正で、システム改修が必要になると考えますが、幾ら掛かるのでしょうか。また、もし掛かるとすれば、予算書のどこに計上されているのか、伺います。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） システム改修はございません。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第55号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。私は、マイナンバー制度が導入された当初から、行政事務事業に利用することに関して一貫して反対してまいりました。繰り返しになりますが、反対の第一は、生涯変わらない一つの番号で、個人情報と照合できる仕組みをつくることは、プライバシー侵害やなりすまし犯罪を常態化させる危険があること。第二は、導入費用だけでなく、今回は、システム改修費用は要らないということでしたけれども、利用拡大するたびに、この間システム改修費が膨らんでまいりました。第三は、以前にも答弁にあったように、行政も住民も負担が増えるものの、メリットがほとんどないことです。第四に、個人の情報を一つにまとめた番号の漏えいがなくなることです。今年2月、静岡県湖西市で、ふるさと納税した1992人のマイナンバーが漏えいした事件が発覚しました。これほどの規模の漏えいは、制度開始以来最大規模と言われておりますが、担当部長は、事務事業が増えたためと説明しています。自治体だけでなく、マイナンバーを取り扱う事業者、団体からの漏えいや紛失も起きて

います。それだけでなく、今回の共謀罪成立で、マイナンバーを通じて個人情報捜査当局に流れる危険が一層拡大しました。そもそもマイナンバーは、社会保障削減や納税の徹底を目的にしていますが、さらなる問題が起きるものです。マイナンバー制度は、国の制度で北広島町が独自に行うものではありませんが、町民のプライバシー侵害等の悪影響をはじめ多くの問題があり、利用拡大を容認することはできません。以上が反対の理由です。議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（伊藤久幸） 賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第55号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第55号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第56号 過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第4、議案第56号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。この種の条例は全国の自治体に実施されるということで広がっていますが、他の自治体の条例を調べていると、条件として、青色申告を行う事業者というのがあります。北広島町の条例では、ちょっと記載されているのが見えないんですが、そうなっているのかどうか伺います。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 北広島町の条例には、青色申告をしているという条件はついておりません。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第56号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第56号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第57号 北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第5、議案第57号、北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第57号、北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第57号、北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第58号 北広島町町道に設置する道路標識の寸法等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第6、議案第58号、北広島町町道に設置する道路標識の寸法等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第58号、北広島町町道に設置する道路標識の寸法等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第58号、北広島町町道に設置する道路標識の寸法等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第59号 北広島町老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第7、議案第59号、北広島町老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第59号、北広島町老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第59号、北広島町老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 予算審査特別委員会の審査報告

- 議長（伊藤久幸） 日程第8、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第61号から議案第67号までの予算関係議案7件については、予算審査特別委員会の審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会中田委員長。
- 予算審査特別委員長（中田節雄） おはようございます。審査報告をいたします。平成29年6月23日、北広島町議会議長伊藤久幸様。予算審査特別委員会委員長中田節雄。議案第61号から議案第67号の平成29年度北広島町一般会計補正予算・特別会計補正予算の予算審査特別委員会の審査報告を行います。1、審査対象。議案第61号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第1号、議案第62号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号、議案第63号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、議案第64号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号、議案第65号、平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号、議案第66号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号、議案第67号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。以上7件。2、審査期間、平成29年6月14日及び19日の2日間。3、審査方法、平成29年第2回北広島町議会定例会開会の6月13日に平成29年度北広島町補正予算関係7議案の予算審査を行うために予算審査特別委員会が設置され、予算審査の付託を受けた。よって、特別委員会を6月14日、19日に招集し、6月14日、執行者の出席を求め、各会計の予算説明を受け、その後、19日に質疑と慎重審査を行い、最後に特別委員会として採決を行った。4、審査結果、付託を受けた平成29年度北広島町補正予算関係議案7件について、原案可決と決定した。5、審査意見。平成29年度予算は、箕野町政2期目の予算編成となるものである。一般会計予算は144億1000万円の骨格予算に、今回の肉づけ予算額2億6000万円を追加し、総額146億7000万円となり、前年度当初に比べ5000万円、率にして0.3%の減となっている。歳入のうち町税は給与所得、農業所得の増により、個人、法人町民税とも増、固定資産税は、償却資産の増設による増など全体として増額となるが、地方交付税では、普通交付税について、昨年度から諸経費の増はあるものの、合併特例加算分の縮減、トータルで3億2200万円余りの減額が見込まれるなど、厳しい財政状況の中、財政調整基金、減債基金その他の基金を9億5400万円余り繰り入れて予算編成となっている。平成29年度の主要施策、事業の展開では、協働のまちづくりに向けた仕組みづくり、交通体系の再構築、新規定住促進化対策、若者・子育て世代への魅力づくり対策、健康対策、就業支援、観光振興、豊かな学び合いにあふれたまちづくり対策などが重点課題として位置付けられた予算配分がされている。新規定住促進化対策では、本町での暮らしを体験するお試し住宅が定住や空き家対策へつながる新しい試みであり、協働のまちづくりに向けた仕組みづくりでは、住民や地域自治組織と行政とが意識共有を図り、地域の特性を生かし、地域の魅力を発揮し、地域の活性化に向けた仕組みの構築を期待する。特別委員会の中では、ホープタクシーの充実を柱とした交通体系の再構築は、観光振興にも重要な役割を持つものであり、通学、通院など、子供や高齢者、障害者などの交通弱者対策に取り組み、多くの質問、意見、要望、提案が出されている。これらを真摯に受けとめ、問題解決に向けて取り組んでいただきたい。地方交付税の減額、合併特例債の期限など厳しい財政状況の中、壬生浄水場の増設工事、千代田中央公民館を含めた役場周辺整備などが町の大きな負担となることから、事業の選択と集中、業務の効率化、経費削減等を徹底的に進めながら、限られた財源で最大の効果が上がる

よう求める。本年度は、北広島町総合戦略並びに第2次長期総合計画に基づく新たなまちづくりのスタートの年でもある。これらの北広島町のまちづくりに向けて、町長、管理職及び職員が一丸となって、知恵を絞り、危機感、スピード感を持って事務執行に当たられるよう求めて、報告とする。以上。

- 議長（伊藤久幸） これで委員長報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第61号 平成29年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第9、議案第61号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第61号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第1号を起立により採決します。本案について、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（伊藤久幸） 起立全員です。従って、議案第61号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第62号 平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第10、議案第62号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第62号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号について挙手により採決します。本案について、委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第62号、平成29年度北広島町下水道事業特別補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第63号 平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第11、議案第63号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第63号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について挙手により採決します。本案について、委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙

手全員)

- 議長（伊藤久幸） 举手全員です。従って、議案第63号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第64号 平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第12、議案第64号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第64号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号について举手により採決します。本案について、委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

- 議長（伊藤久幸） 举手全員です。従って、議案第64号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第65号 平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第13、議案第65号、平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第65号、平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号について举手により採決します。本案について、委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

- 議長（伊藤久幸） 举手全員です。従って、議案第65号、平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第66号 平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第14、議案第66号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第66号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号について举手により採決します。本案について、委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

- 議長（伊藤久幸） 举手全員です。従って、議案第66号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第67号 平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第15、議案第67号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第67号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について挙手により採決します。本案について、委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第67号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（伊藤久幸） 日程第16、陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で、各常任委員会へ審査の付託を行っております陳情等の審査の結果報告を求めます。総務常任委員長、中田委員長。
- 総務常任委員長（中田節雄） 委員会審査報告を行います。平成29年6月23日、北広島町議会議長伊藤久幸様。総務常任委員会委員長中田節雄。6月13日、本会議において、本委員会へ付託された次の案件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。陳情第5号、核兵器禁止の早期締結を求める意見書採択のお願い。審査の結果、採択でございます。請願第1号、町内巡回バスの地域内運行を求める請願。審査の結果は採択でございます。陳情第13号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書。審査結果、採択でございます。陳情第15号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。審査結果、採択であります。陳情第22号、地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書の提出について。審査結果、採択でございます。なお、陳情第5号、陳情第13号、陳情第15号及び陳情第22号については、意見書の提出がございません。採択理由、陳情第5号、恒久平和を願い、核兵器廃絶を求めるのは、被爆者、被爆国であり、また、被爆によって多くの町民が、国民が本当に命の尊さを知っているからである。命の尊さを皆さんとともに、北広島町から発信するため採択といたしました。なお、少数意見もございません。少数意見として、現在の複雑な世界情勢の中で、日本政府が核保有国を巻き込んだ現実的・実践的な核軍縮を推進する基本姿勢で、この核兵器禁止条約は、核兵器保有国と非保有国との対立を深め、核軍縮に逆効果になりかねないため、交渉会議不参加を表明していることに対して、大所高所から見て、しっかりと考えていく必要があるということでございます。続いて、請願第1号、高齢化が進む中で、町内交通弱者解消を図る必要がある。採択としております。陳情第13号、最低賃金の改善による地域経済の好循環を促すため、地域経済の中心

となる中小企業負担の軽減のための支援策の拡充を求めるため、採択としております。陳情第15号、子育て支援、医療、介護など急増する社会保障ニーズへの対応、災害対策、環境対策、地方交通の維持、人口減少対策など果たす役割が拡大しているため、政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すため、採択としております。陳情第22号、高齢化が進む中で、交通弱者の交通手段を奪い、地域の切り捨てにつながるため採択としております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 続いて、文教厚生常任委員長、大林委員長。

○文教厚生常任委員長（大林正行） 委員会審査報告を行います。平成29年6月23日、北広島町議会議長伊藤久幸様。文教厚生常任委員会委員長大林正行。6月13日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、請願第2号、件名、大佐山から八幡高原にかけて計画されている、仮称、大佐山風力発電建設反対に関する請願。審査の結果は採択でございます。採択の理由は、北広島町の貴重な自然環境を守り、地域住民の安心・安全な生活環境を守るために採択といたしました。陳情第20号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について。審査の結果は採択でございます。理由は、現行制度の医療費助成の対象となっていない肝炎患者について救済の必要があるため、採択といたしました。陳情第23号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択についての陳情書。審査の結果は、採択でございます。その理由は、豊かな子供の学びを保障するための条件を整備する観点から採択といたしました。なお、陳情第20号、陳情第23号については、意見書の提出を行います。また、請願第2号については、決議を行います。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 引き続き産業建設常任委員会、宮本委員長。

○産業建設常任委員長（宮本裕之） 委員会審査報告を行います。平成29年6月23日、北広島町議会議長伊藤久幸様。産業建設常任委員会委員長宮本裕之。6月13日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。陳情第10号、通学路の街灯整備の陳情。審査の結果は採択であります。理由として、当該箇所は、道幅も狭く、照明もないため、日没後の通学は危険を伴うことで、通学する生徒をはじめ通行する人たちの安全を確保することから採択といたしました。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 陳情審査 陳情第5号 核兵器禁止条約の「早期締結」を求める意見書採択のお願い

○議長（伊藤久幸） 日程第17、陳情審査を行います。陳情第5号、核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書採択のお願いを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。9番、亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 陳情第5号、核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書採択のお願いに対し

て、採択に反対します。私、亀岡純一は、人道的な見地から、絶対的に核兵器の要らない平和な世界を目指していくべきであり、できるだけ早く地球上から核兵器はなくしていくべきと考えます。その意味では、核兵器禁止を訴えることには何ら反対するものではありません。今、日本は複雑な世界情勢の中におかれています。日本政府の基本的な姿勢は、核保有国を巻き込んだ現実的・実践的な核軍縮を推進する立場にあります。この核兵器禁止条約は、核兵器保有国と非保有国との対立を深め、核軍縮に逆効果になりかねないため、政府としては、交渉会議不参加を表明しています。このことに対して大所高所、すなわち一步下がって、広い視野で、また高い観点から、全体を見回したその上で、しっかりと考える必要があると思います。以上の理由で、本町議会として、この問題を軽々には取り扱うべきでなく、現時点でのこの意見書採択には反対です。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 賛成討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。陳情第5号、核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書採択のお願いをぜひとも採択していただきますよう、賛成討論を行います。今、ニューヨークにおいて、7月7日までの日程で、核兵器禁止条約の国連会議第2会議が開かれ、条約の草案がエレン・ホワイト議長によって発表されました。この内容を知った多くの被爆者、被爆地広島と長崎の市長は、こぞって歓迎の声を上げています。この条約の草案は、前文で、核兵器の非人道性について強調するとともに、被爆者や核実験被害者らの苦難に留意すると述べ、多数の非政府組織及び被爆者の取り組みについて高く評価しています。さらには、きょうの報道では、核兵器の威力をちらつかせるいかなる威嚇も同じく違法だと併記し、核抑止力の否定をより押し出しました。これは被爆者の訴え、反核平和運動の願いを正面から受けとめたものといえます。第1条は、核兵器の開発、生産、製造、取得、所有、貯蔵、移転、受領、使用、核爆発実験などを禁止し、核兵器を違法化して、悪の烙印を押すものとなっています。第6条が核兵器や核実験の被爆者への支援を義務付けていることは、長年にわたって、被爆者援護を求めてきた被爆者の切望に応えるものであり、核兵器を法的に禁止するとともに、核兵器全面廃絶につながる大きな意義を持つ草案です。また、この会議に連帯して、6月18日、ニューヨークでNGO平和と地球が主催したフォーラムが開かれ、4年前まで北広島町の同僚議員だった日本被団協代表理事の箕牧智之さんが広島での被爆体験を語り、日本政府がとる核兵器の段階的廃絶を批判し、立派な条約が誕生することを望んでいますと訴えられたことを知り、心熱くなりました。しかし、米英仏中の核保有国や日本をはじめとした核の傘に依存する国々は、禁止条約を安全保障にとって有害だなどと批判しています。唯一の被爆国である日本の安倍政権は、広島、長崎の被爆者の声、そして世界中の国々の声を聞き、世界から孤立することのないよう、これまでの姿勢を根本的に改めるよう、心から願うものです。そのため、核兵器のない世界の実現に向けて、戦争被爆国として、これまで以上に力強いリーダーシップを発揮するようにと求めるこの陳情は極めて時期を得たものであり、広島を世界に届ける、政府に届けるものであります。72年前、私たちの肉親や身近で大切な人々が受けた地獄をどの国の誰にも絶対に再現させてはならない。核兵器を世界からなくしてほしいと願う北広島町の皆さんの総意を代表する北広島町議会の議員として、皆様のご賛同を心から願うものです。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第5号、核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書採択のお願いを採決

します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 陳情審査 請願第1号 町内巡回バスの地域内運行を求める請願

○議長（伊藤久幸） 日程第18、陳情審査を行います。請願第1号、町内巡回バスの地域内運行を求める請願を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより請願第1号、町内巡回バス地域内運行を求める請願を採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 陳情審査 陳情第10号 通学路の街灯整備の陳情

○議長（伊藤久幸） 日程第19、陳情審査を行います。陳情第10号、通学路の街灯整備の陳情を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第10号、通学路の街灯整備の陳情を採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 陳情審査 陳情第13号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

○議長（伊藤久幸） 日程第20、陳情審査を行います。陳情第13号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。

総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第13号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書を採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 陳情審査 陳情第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第21、陳情審査を行います。陳情第15号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第15号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 57分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 陳情審査 請願第2号 大佐山から八幡高原にかけて計画されている（仮称）大佐山風力発電建設反対に関する請願

○議長（伊藤久幸） 日程第22、陳情審査を行います。請願第2号、大佐山から八幡高原にかけて計画されている、仮称、大佐山風力発電建設反対に関する請願を議題とします。これより質

疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより請願2号、大佐山から八幡高原にかけて計画されている、仮称、大佐山風力発電建設反対に関する請願を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 陳情審査 陳情第20号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第23、陳情審査を行います。陳情第20号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第20号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 陳情審査 陳情第22号 地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第24、陳情審査を行います。陳情第22号、地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第22号、地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書の提出についてを採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 5 陳情審査 陳情第 2 3 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択についての陳情書

○議長（伊藤久幸） 日程第 2 5、陳情審査を行います。陳情第 2 3 号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択についての陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第 2 3 号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択についての陳情書を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 6 発議第 3 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第 2 6、発議第 3 号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。14 番、中田議員。

○14 番（中田節雄） 発議第 3 号、平成 29 年 6 月 23 日、北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員中田節雄、賛成者、北広島町議会議員森脇誠悟、同亀岡純一、同梅尾泰文、同服部泰征。議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。趣旨、第 3 条第 1 項及び第 2 項において、日割り計算の分母となる日数が明記されていないため、第 3 の 2 に、日割り計算の計算方法を追加し、日割り計算を明確にするものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第 3 号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 発議第4号 核兵器禁止条約の「早期締結」を求める意見書の提出について

- 議長（伊藤久幸） 日程第27、発議第4号、核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書案。2016年、平成28年、10月27日の国連総会第1委員会、軍縮、及び12月23日に開かれた第71回国連総会の全体会で、核兵器を法的に禁止する条約制定交渉を来年3月24日から31日と、6月15日から7月7日にニューヨークで、国連の会議を開き、核兵器を禁止する法的拘束力がある文章の交渉に入ること、を圧倒的多数の国の賛成で決議しました。核兵器を禁止し、廃絶する条約は、被爆者をはじめ世界の反核平和運動が長年求めてきたものです。核兵器を違法化して、核兵器のない世界へ向けて扉を開く画期的決議であり、当議会は心から歓迎します。しかし、いずれの議決にも日本の政府が反対したことは、被爆者の切実な思いに背くものであり、極めて遺憾です。また、被爆者をはじめとして国内外の多くの人々は、改めて失望しました。また、日本国内の94.4%にあたる1643の都市が加盟する第6回平和首長会議国内加盟都市総会、11月7日及び8日、は、安倍総理大臣に宛てて、日本政府には、核兵器のない世界の実現に向けて、戦争被爆国として、これまで以上に力強いリーダーシップを発揮するよう、核兵器禁止条約の早期実現に向けた取り組みの推進について要請を行いました。ついては、2017年、平成29年、から始まる交渉で、日本政府が核兵器廃絶の立場に立つことを強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年6月23日広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。
- 議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。14番、中田議員。
- 14番（中田節雄） 発議第4号、平成29年6月23日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員中田節雄。賛成者、北広島町議会議員森脇誠悟、同梅尾泰文、同服部泰征。核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、恒久平和を願い、核兵器廃絶を求めるのは、被爆者、被爆国であり、また、被爆によって多くの町民が、国民が本当に命の尊さを知っているからである。命の尊さを皆さんとともに北広島町から発信していきたいと思っております。よって、北広島町議会でも核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書を送付するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。9番、亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 9番、亀岡純一です。発議第4号、核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書の提出について、提出に反対します。核兵器が誕生してから70年以上がたち、冷戦も終わった現在においても世界には約1万5350発もの核兵器が存在しています。私は、人道的な見地から、絶対的に核兵器の要らない世界を目指していくべきであり、それぞれの国が、そして世界が安定した状態を保ちつつ、できるだけ早く地球上から核兵器はなくしていくべきだと考えます。その意味において、核兵器禁止を訴えることには何ら反対するものではありません。

しかしながら、今の世界の情勢を見たときに、非常に複雑な中にこの日本がおかれております。日本政府の基本的な姿勢は、核保有国を巻き込んだ現実的、実践的な核軍縮を推進する立場にあります。今回の交渉会議には、核兵器保有国だけでなく、ドイツなど核軍縮・不拡散の議論をリードしてきた国も参加していません。日本と同じような立場にあるオーストラリアにおいてもそうであります。こうした状況の中で議論を進めることは、核兵器と非核兵器保有国の亀裂をより深めて逆効果にもなりかねない。そうした中で、核拡散防止条約NPT、あるいは包括的核実験禁止条約CTBTといった核兵器保有国と非核兵器保有国の双方が参加して議論できる枠組みを重視し、議論をこの日本がリードしていくべきだという、そういう政府の方針に対して、大所高所から見てしっかりと考えていく必要があると思います。以上の理由で、本町議会として、この問題を軽々には取り扱うべきではないと考えます。現時点でのこの意見書の提出には反対です。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに賛成討論はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。発議第4号、核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書の提出について、賛成の討論をいたします。広島、長崎に原爆が投下をされて72回目の夏がやってまいります。広島では、約14万人、長崎では約7万人の尊い命の犠牲をこの原子爆弾によって起こしたわけであります。その多くの犠牲は、子供であったり、お年寄りであったり、ご老人であったりという非戦闘員であります。その方たちが何の罪もないのに命を絶たなくてはならなかったわけであります。核兵器のためにであります。死から逃れられた方も放射能の影響によって、この72年間、途中で亡くなられた方ももちろんありますけれども、今、生存しておられる方もお医者通いが続き、生活不安、そしてまた、その次の2世や3世に放射能の影響があるのではないかという不安をみずからの健康も含めてでありますけれども、そういう状況が広島県、長崎県を中心に、本当に苦しんでおられる現実があります。核を持っている国と持っていない国がじゃなくて、被害を受けた人たちはどうなのかという基本のスタートが私は必要だろうと思います。私の母も被爆者であります。私は、ですから被爆2世でございます。今、この町にも被爆2世の会を設立をして、大朝、豊平、芸北、千代田で130名の会員の方がいらっしゃいます。まだまだ2世の方はいらっしゃいますけれども、ともに進もうということにはなかなかならないのは、国が2世にも国の責任として医療費であるとか健診であるとかということの優遇性がないということもあって、2世がなかなか自分が自らが2世であるということをお訴えられないわけです。そういう状況を考えてときに、本当に今、日本は何をしなくてはいけないのか。それは、今から50年前に佐藤栄作首相が非核三原則というのを国是のような扱いにするというふうなことで、これまで国もやってきましたけれども、核を持たず、つくらず、持ち込ませずという一つの確固たるものを持ちながら、日本は核兵器に対してすごく、何とかしなくてはならないという思いが本当に強くあったわけであります。今、日本は何をしなくてはいけないか。国の被害者に対する国家補償の充実と核兵器のない平和な社会を築いていく、その牽引の役を日本国は持っていかななくてはなりません。それは唯一被爆国であるからであります。その惨状を知っているからであります。そういう意味で、この核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書というのは、何が何でもこの議会から発信をしていきたいというふうに思っています。ぜひ、皆様方議員諸氏のご賛同をお願いをし、賛成の討論にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。13番、伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 13番、伊藤 淳です。発議第4号に対して、広島は、核兵器廃絶ということで、今まで被爆の地として、核兵器に対してずっと反対をしてきております。核兵器がない世界、これは全人類の願い、そして夢ではありますけども、確実になし遂げなければならない世界だと思っております。私自身も祖父が被爆をして、その思いがあり、ほかの地域において、その核兵器のない世界という話をする際にも、やはりどこの地域、日本の中では、確実に核兵器はないほうがいと皆さん言われてきました。ただし、日本政府が核兵器を禁止し、廃絶する条約において議決に反対したという、この事実において、そこには日本政府としての判断があり、情報をまだまだ有してない私は、日本が議決を反対したという事実においては、日本政府が持つ情報において、決議に反対することが核兵器のない世界をつくる上で必要な判断であったと思う部分がございます。私自身、核兵器のない世界が確実に来るように思う所存ではあります。日本政府としての判断を思った際に、まだまだここには考える余地があるのではないかと思う部分がございます。以上をもって、反対討論といたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部です。発議第4号、核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書の提出について、賛成の意見で述べさせていただきます。日本政府は、核の傘にあり、また、核兵器と非核兵器国の対立を一層深めるという意味で逆効果になりかねないとの理由で反対の立場をとっています。私思うんです。果たしてそうだろうか。私には、日本政府の姿は、虎の威をかる狐に見えてなりません。核保有国の中にも、持っていることに不安を抱える方は多くおられると思います。この条約が締結され、広がっていけば、おのずと保有国の国民の中にも広がって行って、いい結果になるんじゃないかと思っています。日本は唯一の被爆国であります。万一、核が使用された際、多くの罪のない人々が放射能などの後遺症に苦しむことになり、また長きにわたり、地球環境も破壊します。自分も子供がいますが、未来の子供のためにも早く日本に参加していただき、多くの国々と力合わせて、核兵器禁止条約を締結していただきたいと思っています。北広島町でもそうですが、現在も原爆で苦しんでいる方が多くおられます。しかし、残念ながら、年々減っています。多くが亡くなっています。その方々の願いは、やはり戦争をなくすこと、この条約が締結されることで戦争はなくなりませんが、その一歩にはなると思います。私は、一人の人間として、また、広島に住む有権者として、政府には核兵器禁止条約の早期締結を求めたいと思います。皆さんのご賛同よろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、発議第4号、核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 発議第5号 県道拡幅・一部改良等予算の拡充を求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第28、発議第5号、県道拡幅・一部改良等予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（松浦 誠） 県道拡幅・一部改良等予算の拡充を求める意見書案。道路は、地域住民の生活や経済社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備を地域住民は熱望しているところです。本町においては、過疎化、少子高齢化が進む厳しい環境の中、地域が活性化し、持続可能な状況を維持するためには、地域内外との交流と連携を支える広域的な道路網から、教育・医療・福祉といった生命線となる生活道路整備まで極めて重要な課題となっています。現在、本町には、21路線の県道があり、改良工事等も鋭意進められていますが、いまだ工事が行われていない箇所については、道幅も狭く、車両の離合も困難で、冬期には積雪も多く、非常に危険な状況があります。広島県におかれましては、このような状況をご理解いただき、地域住民の不安を解消し、地域の安全を確保するため、改良工事等を一層推進していただきますとともに、拡幅・一部改良等の予算を拡充していただきますよう要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年6月23日。広島県北広島町議会。提出先、広島県知事、広島県土木建築局長。

○議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。7番、宮本議員。

○7番（宮本裕之） 発議第5号、平成29年6月23日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員宮本裕之。賛同者、北広島町議会議員浜田芳晴、同美濃孝二、同真倉和之、同湊俊文。県道拡幅・一部改良等予算の拡充を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。趣旨として、本町には、一般県道、主要地方道を含め、21路線の県道があり、広島県では鋭意改良工事等進められているが、まだ、工事が行われていない箇所については、県道小原猪山線をはじめ道幅も狭く、車両の離合も困難で、冬期には積雪も多く、危険な状況があります。地域住民の利便性向上と安全確保のため、広島県に対して道路改良工事の一層の促進と拡幅・一部改良等の予算の拡充を求めるものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第5号、県道拡幅・一部改良等予算の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 発議第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第29、発議第6号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（松浦 誠） 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書案。労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金

は、2000年に比べ15%も目減りしている。世界的にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が、賃上げによる経済の好循環を目指すことは理論的には正しい。2016年の地域別最低賃金は、最高の東京で932円、広島県では793円、最も低い地方では714円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万円から150万円では人間らしいまともな暮らしはできない。また、地域間格差も大きく、広島県と東京では、同じ仕事をしていても時給で139円も格差があるため、若い労働者の県外流出を招いている。中小企業への支援策を拡充しながら生活できる水準の最低賃金を確保し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求める。記。1、政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げること。2、政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小するための施策を進めること。3、政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業と、そこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。4、政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の乱用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくするため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。5、政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。平成29年6月23日。広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長。

- 議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 発議第6号、平成29年6月23日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員梅尾泰文。賛成者、北広島町議会議員森脇誠悟、同亀岡純一、同服部泰征、同中田節雄。最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。趣旨であります。非正規労働者が全労働者の4割に達し、4人に1人が年収200万円以下という状況であります。最低賃金の地域間格差は、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっております。最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効であります。併せて、地域経済活力の源泉である中小企業がその力を思う存分に発揮できるよう、中小企業負担を軽減させるための支援策の拡充を求める必要があるため、政府に意見書を提出するものであります。議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第6号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

- 議長（伊藤久幸） 日程第30、発議第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 地方財政の充実・強化を求める意見書案。公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2018年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の確保・拡大に向けて、政府に下記の対策を求める。記。1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。2、子ども・子育て新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。3、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模、事業規模の差異、各自治体における検討経緯や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。4、災害時においても、住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と、十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。5、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税へ税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること、また同時に各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検討した上で、代替財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。6、地方財政計画に計上されている、歳出特別枠、まち・ひと・しごと創生事業費、等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これからの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など経常的に必要な経費に振り替えること。7、地方交付税の財源確保機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税、所得税・法人税・酒税・消費税、に対する法定率の引き上げを行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成29年6月23日。広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、地方創生行政改革担当大臣、内閣府特命担当大臣、経済財政政策担当。
- 議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。12番、服部議員。
- 12番（服部泰征） 発議第7号、平成29年6月23日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員服部泰征、賛成者、北広島町議会議員亀岡純一、同梅尾泰文、同森脇誠悟、同中田節雄。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、地

方自治体は、子育て支援、医療、介護など急増する社会保障ニーズへの対応、災害対策、環境対策、地方交通の維持、人口減少対策など果たす役割が拡大しています。このため、2018年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指す必要があるため、政府に意見書を提出するものです。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 01分 休憩

午後 0時 02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 発議第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第31、発議第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（松浦 誠） ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案。我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであり、国の責任は明確になっている。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別推進事業として実施されているが、対象となる医療がインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変、肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の人も多く、生活に困難を来している。また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮し

てないとの指摘がなされているところである。他方、国は、特別措置法の制定時に、とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること、との附帯決議がなされたにもかかわらず、肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。記。1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年6月23日 広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

- 議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。5番、敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 発議第8号、平成29年6月23日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員敷本弘美、賛成者、北広島町議会議員山形しのぶ、同北広島町議会議員室坂光治、同北広島町議会議員伊藤淳、同北広島町議会議員大林正行。ウイルス肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、我が国におけるウイルス肝炎患者は350万人以上と推定されており、国は、医療を限定し、医療費を助成している。しかしながら、現行の医療費助成の対象から外れている肝硬変、肝がん患者は相当数に上り、高額な医療費負担等により生活に困難を来している。よって、肝硬変、肝がん患者を含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設するとともに、身体障害者手帳の認定基準を緩和し、実態に応じた認定制度にするよう強く要望する。議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第8号、ウイルス肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 発議第9号 地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書の提出について

- 議長（伊藤久幸） 日程第32、発議第9号、地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書案。国土交通省は、一定の運行回数や輸送実績があり、複数の市町村を走る路線を支援する地域間幹線系統確保維持費について、現在、運行経費の45%を上限に国と地方自治体が2分の1ずつ支援しているものを2018年度分、今年10月から来年9月まで、から、この上限を40%に引き下げる

案を検討している。そして、収益性の高い路線運営や補助金依存からの脱却を促すため、上限引き下げで補助金が浮いた分については、増収させれば補助を増やすなど、利用促進に取り組んだ事業者を支援する仕組みに回すことなどもいわれている。しかし、人口減少で利用者が減る中、増収や収益改善は簡単ではない。結果として、国の補助が減れば、事業者や市町村の負担が増えることとなる。補助の割合が大きい事業者にとって大きな影響が出ることは必至であり、国と同じく、財政状況が厳しい自治体も肩代わりの地元負担の増加を懸念している。乗客が少ない赤字路線であっても、利用する高齢者や学生らをはじめ交通弱者にとってはなくてはならない交通手段である。地方バスへの補助は、住民生活を守ることが最大の目的であり、2002年には、乗合バスの規制緩和が行われてからも一定程度の路線が維持されてきたのは、この補助制度の存在が大きいといえる。安易な補助の引き下げによって路線の縮小や撤退が進むならば、地方の公共交通の維持確保に重大な影響が生じ、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等や高齢者、障害者、妊婦等の円滑な移動のための施策等の国民等の日常生活又は社会生活における交通に対する基本的な需要が適切に充足されるようにするとの交通政策基本法の趣旨の達成も困難になりかねない。あわせて、地方の疲弊を助長し、地方創生にも逆行することが懸念される。よって、国会及び政府におかれては、下記の措置について万全を期すよう、強く要請する。1、交通弱者の交通手段を奪い、地方の切り捨てにつながる地方バス補助の上限引き下げは行わないこと。2、交通政策基本法第13条の財政上の措置、とりわけ地方公共交通の維持確保のための予算を充実すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年6月23日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣、地方創生。

- 議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。9番、亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 発議第9号、平成29年6月23日、北広島町議会議員伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一、賛成者、北広島町議会議員森脇誠悟、同梅尾泰文、同服部泰征、同中田節雄。地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、地方バス補助の上限引き下げは、事業者や市町村の負担が増えることとなり、安易な補助の引き下げが路線の縮小や撤退が進むならば、地方の公共交通の維持確保に重大な影響が生じ、高齢化が進む中で、交通弱者の交通手段を奪い、地域の切り捨てにつながるため、意見書を送付するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第9号、地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 発議第10号 定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

- 議長（伊藤久幸） 日程第33、発議第10号、定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案。学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちに豊かな学びを実現するためには、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。文部科学省が4月に公表した教員勤務実態調査において、過労死ラインの教員が小学校では33.5%、中学校では57.7%に上がっており、明日の日本を担う子どもたちを育む学校教育現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせない。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもたちに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げることがある。また三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫されている。子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、本議会は、政府に対し、2018年度予算編成に当たり、下記の事項を実施されるよう強く要望する。記。1、子どもたちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は、当面30人以下学級とし、複式学級編成基準も改善すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年6月23日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。
- 議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。8番、山形議員。
- 8番（山形しのぶ） 発議第10号、平成29年6月23日、北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員山形しのぶ、賛成者、北広島町議会議員敷本弘美、同室坂光治、同伊藤淳、同大林正行。定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、政府に対して少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求めるものである。なお、本町の小学校のほとんどのクラスは、30人以下となっているが、全国の状況に鑑み、意見書を提出するものである。議員各位のご賛同をよろしく願います。
- 議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第10号、定数改善、義務教育費国庫負担制度

2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 発議第11号 大佐山から八幡高原にかけて計画されている（仮称）大佐山風力発電建設反対に関する決議

- 議長（伊藤久幸） 日程第34、発議第11号、大佐山から八幡高原にかけて計画されている、仮称、大佐山風力発電建設反対に関する決議を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。15番、大林議員。
- 15番（大林正行） 発議第11号、大佐山から八幡高原にかけて計画されている、仮称、大佐山風力発電建設反対に関する決議。上記の決議案を次のとおり提出します。平成29年6月23日、提出者、北広島町議会議員大林正行、賛成者、北広島町議会議員敷本弘美、同山形しのぶ、同室坂光治、同伊藤淳。大佐山から八幡高原にかけて計画されている、仮称、大佐山風力発電建設反対に関する決議案。大佐山から八幡高原にかけて計画されている、仮称、大佐山風力発電建設について、地元の八幡高原の景観と環境を守る会から反対の請願書が提出されている。当議会として、慎重に審議した結果、地球温暖化防止や地球環境の保全の観点から、自然の力を利用するエネルギーの重要性については認識しているものの、当該事業は、先人から守り続けてきたかけがえのない自然環境を失い、愛される眺望、景観を失い、近隣住民の穏やかな生活環境を失うなど多大な影響を及ぼすことが懸念されるため反対する。以上決議する。平成29年6月23日、広島県北広島町議会。以上、議員各位のご同をよろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第11号、大佐山から八幡高原にかけて計画されている、仮称、大佐山風力発電建設反対に関する決議は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 閉会中の継続審査の申し出について

- 議長（伊藤久幸） 日程第35、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、総務常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。以上で、本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉

じます。ここで町長より発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。6月13日の開会から本日までの11日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただきました。まことにありがとうございました。ご承認いただきました事業を着実に実行することはもとより、施政方針でも述べさせていただきましたとおり、非常に厳しい本町の財政状況を克服し、まちづくり基本条例、第2次長期総合計画に沿って、明るく元気なまちづくりを着実に進捗させるため、職員一丸となり、施策、事業の遂行に邁進をしております。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤久幸） 平成29年6月定例会の終わりに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。新議長、そして新人議員6名のフレッシュな顔ぶれの初定例会となりました。議長の議会運営のふなれな点が多々あったにもかかわらず、議員各位のご協力のおかげで慎重審議をしていただき、全議案が議了することができました。議員各位に厚くお礼申し上げます。空梅雨とは申せ、うっとおしい日々が続きます。そして梅雨が明けると夏の酷暑の時期を迎えます。議員の皆様にはお体をご自愛の上、議員活動に精励していただきますようお願い申し上げます。また、行政におかれましては、今会期に開陳された議員の意見、要望事項等を町政に反映していただくよう要望しておきます。それでは、これもちまして、平成29年第2回北広島町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 30分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員